

第3次雲南市環境基本計画策定支援業務仕様書

1. 業務名及び内容

業務名	第3次雲南市環境基本計画策定支援業務
策定業務	計画策定に係る基礎調査他
対象地区	雲南市内全域
参考資料	第2次雲南市環境基本計画（平成30年3月策定） 雲南市環境基本条例（平成31年3月制定） 雲南市脱炭素社会実現計画（令和6年3月策定） 第3次雲南市総合計画（令和7年3月策定）

2. 業務の目的

本市では平成30年3月に第2次環境基本計画（以下、「現計画」とする。）を策定し、「ときを超え水と緑と人がはぐくむエコシティ・雲南」を目指すべき環境像として、市民・事業者・行政の協働による施策を推進しており、平成31年3月には雲南市環境基本条例を制定して環境保全に関する市の基本理念等を示している。

令和6年には雲南市脱炭素社会実現計画を策定し、地球温暖化防止対策や循環型社会の構築を進めており、また、令和7年には第3次総合計画を策定し、「えすこな雲南市」を将来像に掲げ、持続可能なまちづくりを進めている。

世界規模での環境問題に関する複数の課題に対し、雲南市の施策や、既に実施されている取組みを市民や事業者を示し、豊かな自然や地域生活環境の保全の構築に向けた持続可能な取組みを協働して実践していくための指針が必要である。

そのため、令和8年度と令和9年度の2か年にかけて現計画を見直すものとし、本業務においては基礎調査・とりまとめ等を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月25日（木）まで

4. 業務実施体制

受注者は業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する技術者（以下「主任技術者」という。）を配置すること。

主任技術者は監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行うこと。

5. 業務の内容

次の事項について、「1」に示した参考資料、本市の状況及び国が策定している第六次環境基本計画を勘案し、業務の詳細については受注者の提案をもとに協議のうえ決定する。

(1) 基礎調査

① 基本事項の整理

作業の具体的な実施方法、スケジュール、役割分担を市と打合せした上で、業務計画書を作成すること。

② 既存資料調査

本市の概要及び環境・地域特性並びに自然環境保全等の分野をめぐる動向調査を行う。また、近年における社会的動向（世界的な動き、国内および県内の動き）を情報収集するとともに、市の現状に関する統計データの時点更新を行う。

③ 現行計画に基づく取り組みの整理検証

基礎調査結果を分析し、現行計画の施策の進捗状況や達成状況を点検・評価するとともに、環境に関する伸ばすべき魅力や改善すべき課題や問題点、また、市民が期待する本市における環境イメージや環境施策を整理する。

(2) 意向調査

① 市民・事業者アンケート調査

現状を把握するためにアンケート調査を実施し、その結果を分析してまとめること。なお、発注者と事前に協議した上で実施すること。

【業務範囲】

- ・アンケート調査票の作成
- ・発送、回収
- ・集計、分析
- ・報告書作成

【調査内容】

- ・環境問題に関する意識・取組み
- ・行政に求められる取組み
- ・市民の再生可能エネルギーや省エネルギーの係る取組状況 等

【調査手法】

ア) 市民アンケート

- ・サンプル数 市民 1,000 人程度（宛名ラベルは市から提供）
母数集団 36,000 人、信頼レベル 90%、許容誤差±5% n=270.20
回答率 40%（行政評価アンケート参考）の場合

- ・方法 郵送法

イ) 事業者アンケート

- ・サンプル数 市内事業者 100 社程度
n=80 回答率 80%以上想定
- ・方法 郵送

② ヒアリング調査

環境保全活動に取り組む各種団体へのヒアリングの実施。10 団体程度。

(3) 検討委員会の実施

計画策定検討委員会である雲南市環境審議会等検討会議にかかる資料作成、とりまとめ及び運営支援。3回程度を想定。

(4) 各種フォーラム・環境会議等への参画

第3次環境基本計画（以下、「次期計画」とする。）策定にあたり、市民及び事業者の関心等を調査し、併せてより多くの市民及び事業者の次期計画への参画を促すために、各種フォーラムや環境会議に出席し、次期計画の概要説明及び意見集約等を実施する。3回程度を想定。

(5) 打合せ協議

本業務の打合せは業務着手時、中間時（3回程度）、成果品納入時の計5回を基本とするが、必要に応じて適宜実施する。

6. 成果品

受注者は、成果品として次のものを納品する。なお、電子データにおいては、ワード、エクセル、PDF形式とする。

- (1) 第3次雲南市環境基本計画基礎資料（基礎調査、アンケート調査結果報告書、）A4版カラー印刷 2部
- (2) 第3次雲南市環境基本計画基礎資料概要版 A4版カラー印刷2部
- (3) 上記（1）及び（2）の電子データ（CD-R）1枚

7. その他留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、発注者と綿密な協議を及び連絡を行い進めることとする。
- (2) 発注者は、仕様書に定める事項に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるときその他契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受注者への通知をもって仕様書を変更することができるものとし、それを伴う委託料の変更が必要な場合は、市と受注者が協議して定めることとする。
- (3) 交通費（打合せ・準備に伴う交通費等）及び郵券料及び印刷に係る費用については、受注者の負担とする。
- (4) 原則として、事業実施に係る関係機関との協議・折衝は受注者の責任において行うこととする。
- (5) 受注者は、個人情報保護に関する法律や雲南市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (6) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を発注者に許可なく、第三者に委

託してはならない。

- (7) 本業務の履行に当たり必要になる資料については、その都度、発注者から提供する。受注者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、業務完了後に全て返却すること。
- (8) 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、全て発注者に帰属するものとする。ただし、受注者は発注者の許可を得て貸与、公表、使用することができる。
- (9) 業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。